

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例及び札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案
平成28年（2016年）5月19日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例及び札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

（札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号の表2階の部避難用の項第1号及び3階の部避難用の項第1号中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表4階以上の部避難用の項第1号中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

（札幌市児童福祉法施行条例の一部改正）

第2条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

(1) 第138の46第7号イの表4階以上の部避難用の項第1号中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が

同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

- (2) 第181条第7号イの表2階の部避難用の項第1号及び3階の部避難用の項第1号中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表4階以上の部避難用の項第1号中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

児童福祉施設、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園、保育所及び小規模保育事業等を行う事業所の屋内に設ける避難用階段について、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合における階段室又は付室の構造として、国土交通大臣の認定を受けたものを認めることとする等のため、本案を提出する。